平成２２年（フ）第１６３０９号
東京都八王子市楢原町309番地の22
破産者　株式会社荒井組
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２４号
埼玉県草加市氷川町2130番地５青木ビル１階
破産者　株式会社パワーサポート
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２５号
大阪府枚方市三栗２丁目16―４、開始決定時の住所大阪府枚方市東牧野町17―１
破産者　立小川　充
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１７７号
埼玉県秩父市上町２丁目８番10号
破産者　有限会社小川商店
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４３号
神奈川県伊勢原市高森1450番地の95
破産者　有限会社ジェイ・オー
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８７号
長野県上伊那郡南箕輪村5925番地１
破産者　株式会社泉設計事務所
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５９号
岐阜県多治見市笠原町4024番地の168
破産者　春日　典子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９１号
岐阜県中津川市中津川2447番地の13　中津川第２宿舎２号棟504
破産者　後藤　繁寿
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１２６号
岐阜県多治見市姫町５丁目１番地の211
破産者　鏡味　正治
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１８１号
静岡県伊東市桜木町２丁目２番19号
破産者　有限会社日建測量設計
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
愛知県蒲郡市府相町新井前948番地の２
破産者　有限会社かに源
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６４５号
岡山県和気郡和気町日笠上409番地
破産者　平川　靖子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
北海道函館市桔梗１丁目６番16号
破産者　有限会社道南メンテナンス
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４４０号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目９番地の２石井ビル203号
破産者　合資会社アルール
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
石川県小松市須天町１丁目94番地
破産者　株式会社エナジー
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２３３号
長野市若穂川田2610番地２
破産者　有限会社美咲工業
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
岐阜県羽島郡笠松町上柳川町76番地の３
破産者　日比野康壽
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１５８号
京都市中京区岩上通三条下る下八文字町702番地
破産者　有限会社パラドックス・クリエイツ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４０号
大阪市北区東天満２丁目10番14号
破産者　有限会社ジャニティス
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０４１号
大阪市北区東天満２丁目10番14号
破産者　株式会社グレディ・サン
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０４３号
大阪市都島区中野町５丁目７番25号
破産者　吉川　計子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９号
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬304番地
破産者　有限会社湯川組
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第６４号
福岡県豊前市大字宇島335番地の20
破産者　宝来工業有限会社
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係